

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

九、裝置、機械ノ定期検査ニ關スル件

本會議冒頭本社指示事項中ニ申述べタルガ如ク作業用重要機械器具ノ定期検査ハ機械設備故障ノ早期発見ニ重大ナル役割ヲ演ジ從ツテ定期検査實施ハ修繕ノ計画化ト相俟ツテ修繕期間ヲ短縮スル重大ナル要素タルモノナリ。聞ク所ニ依レバ海軍ニ於テハ本件ニ關シ夙ニ特別機関トシテ造修部門ナルモノヲ設ケ専ラ機器ノ製修ヲ一貫的ニ取扱ヒ以テ施設ノ運用ニ遺憾ナキヲ期シツ、アリ。

本件ハ作業所設備一般ノ機器ニ及ボスヲ理想ドスルモ、當社ノ事業ノ性質上、精度ニ重点ヲ置ケヨリモ、目標トスル所ハ、重要機器故障ノ絶滅ニ在ルヲ以テ、先づ以テ作業用重要機器ノ定期検査ヨリ出發スルコト最ニ實行シ易ク且ハ効果的ナリト信ズ。
 検査ハ其ノ性質上、日常使用スル當事者ニ於テナスヨリモ寧口第三者ニ於テ施行スルヲ可トスルヲ以テ、現在已ニ作業所ニ於テ實施中ノ規則アラバ之レヲ基トシテ、工作部門、監理部門等適當ノ個所ニ於テ検査施行セラレシコトヲ望ム。

検査ハ分キテ全體検査ト局部検査ノ二ツトシ其ノ検査期間ハ豫メ作業所ノ意向ヲ訊キテ査定セルモノニシテ、概末之レニ準據シテ検査施行スベキモ仕事ノ繁閑ニ依リ便宜線上ゲ又ハ繰下ゲスルヲ妨ゲザルモノ、將來ソノ経験ニ依リ遂次更正變更ヲ要スベキモノト考ヘラル。
 要之、機器定期検査ハ現有設備ノ全能力發揮ノ爲ニ絶対不可缺ノモノニシテ本案實施ニヨリ機械休轉ニ依ル生産減少ノ厄ヲ切リ抜ケル爲ニハ、ソノ運用ニ技師長初メ関係各位ノ充分ナル御協力ヲ期待スルモノナリ。

九、機器装置ノ定期検査(閣)スル件

豫テ本社ニ立候事ハ隔他代表三事業所意見ヲ徵シテ
先般漸々成案、今回公布ノ見タん重要機器装置ノ定期
検査施リ想則が現下當社業務並ヒ止極メテ重要ナルフ
ト今更茲多言シ須イサル所ニシテ、實ノクソノ実施、遅ガリシラ
遺憾トスルモノナリ、之レヲ人作ニ辟云フヘ、機器定期検査、恰
モ定期健康診断ニ比スベク時局下、抜充ハ固ヨリ補修スラ密
易ナラん重要機器ニ付テ、豫メ検査期間ヲ定メテ定期的ニシテ
毎シ検査シ以テ早期手配ニ依リテ故障シ未然ニ於見以テ機械
休止ヲ極ムニ短縮シ時局下鉄筋増産ニ遺憾ナキラ期スルノ目的

トスルモノナリ。

思フニ各作業所、於テ夫々適当ノ方法ニ依リテ被奉カリ
 機器、定期検査リ実施シ居ラル、ナランモ、専用各作業所
 ツ通シ一員セル方針、下ニ之ヲ実施セントスル所以ノモノハ、節
 略御説セラレタル重要使命、併セテ叙上、事由ニ因ルヒ他ナサ
 ル也。検査機関適用箇ニ言スルニ其、検査、單體、専用該機
 械、作業箇等、専用以外、者之ニ為ル場合、直接生産、専用
 責任感乃至關心が主作業者側、極深刻ナカルノミテ、不務
 検査員トシテノ職責上、生産ニ終ツ心ナラズモ輕視シテ検査ヲ強行
 セムトスルノ弊事、専用無ナシ保セズ、生産アリテ、検査をナル

ラ以テ機器定期検査ハ生産ノ脅カサル範圍内ニ施シ
スヘキ由、一條ヲ視則、備入ヒテ依要トストノ意見強モ又一面
工務關係側ヨリ見ルトキハ定期検査ハ専該機械、貿易取扱者
以外、若之ニタルシ通商トストノ意見多シ。

ソ謂計画内、往來、事故、例、微スル、機械、故障破損、
ノ大部分ハ機械が破損スル迄極度ニレハ駆使シテ其早期ハ
高シ急リタル、固ルモニテ往テ検査シ機械由事取扱者側、
委託トキハソノ故障早期發見致、事故防止等、到底望ムベ
ラサル 定期検査ハ其生産ノブレークヲ掛ケル如キ感アルモノ
ノ意義、従長眼、テ則ムル時、之レガ、実施ハ施行必要シ

0000 0125

日本製鐵株式會社

テ且日常取扱者以外者之ニキルヲ適當トスト謂フ。以上二
説各々相違、理由アリ且つ作業所ノ実情ニモ依ルベケレバ今ノ圓ソ
遂用ハ作業所長ニ任せテ運用、妙ニヨリソノ成果ヲ期セントスル
モノナリ。本規則実施ノ上色ノ不具合ノ莫�カシタルベキト、
思ハルガ幸ニ御申出ニヨリ追々改訂スル用意アルヲ以テ本規則
制定、頃ニシテ申出ヘ併セテソノ助成、付託官御助力御願ス
ル次オナリ